

標準必須特許のライセンスを巡る取引環境の在り方に関する研究会
(第2回)
議事要旨

日時：令和3年3月25日（木曜日）13時00分～15時00分

場所：Webexによるオンライン会議

出席委員等

林座長、平塚委員、平山委員、松永委員、長澤様、森様、山口様、松尾様、野口様、高橋様、飯田様（別所様の代理）、神谷様、清水様、石井様

議題

1. 前回会合の振り返り
2. 標準必須特許のライセンス交渉過程について

議事概要

＜座長より開会の挨拶＞

＜事務局より資料の説明＞

＜討議（主なご意見）＞

○前回会合の振り返り

- 様々なSEPが存在し、日本がSEPを取れるチャンスは増加。日本もSEPを取って行こうという方向性を示すべき。また、各業界の商慣習を把握することが重要。裁判管轄を超える判決の増加を懸念、法曹関係や政府等の動きに期待。
- 日本がイノベーションを起こし、産業の発展に繋げる必要がある。課題の本質を捉えて検討を進めるべき。日本固有の制度ではグローバルな紛争解決につながらない。係争事案は個々に異なり、対応力の向上が必要。負担配分を議論すべき。
- 現在、矢面に立っているのは自動車会社だが、今後、日本の産業全体に影響を及ぼす可能性がある。日本の産業の実情を踏まえて、国益を考慮した検討が必要になる。また、ライセンス交渉過程の透明性、予見可能性を高める取組には賛成。
- ホールドアウトもホールドアップも生じている中、公平なルールの検討が重要。また、サプライチェーン内の負担は、日本に通信用半導体企業がほぼいない中、知財補償するのは日本企業。なお、パテントプールは効率的とは限らない。

○標準必須特許のライセンス交渉過程について

- クレームチャート等の情報提供を求めるルール整備が必要。これを裁判所が考慮すれば予見性が高まる。交渉対象の国際特許ポートフォリオが日本特許を含む場合に、ルール違反に行政措置を行う仕組みがあれば海外交渉にも実効性がある。
- 国際的な紛争に対して日本のルールが助けになるのか。国内外でルールが異なると支障を来す恐れ。交渉は個別事案に依るため、特許庁の交渉手引きの更新が素直。SEP交渉とデジタルプラットフォーム取引では当事者と対象物が異なる。
- グローバルルールは不明確なので、海外動向の勉強だけでは不十分。日本も考えを発信すべき。策定するルールは裁判所が参考にできる合理性を有することが大事。異業種間交渉の公正化・透明化には、交渉のため必要な情報の提供が重要。
- グローバルルールは1つではなく、日本が交渉過程の透明性を高めるルールを発信することには意義がある。日本に訴訟がないからルールが不要とは言えない。その際、ルールの実効性を確保するための処分等の内容については検討が必要。
- グローバルルールは状況に応じて変化する。予見性確保のための行政の旗振りに賛成。急がないと意味がなく、法制化と指針等の発信の二本立ての検討が重要。ルール化の際には、権利者・実施者のバランスをとることが重要。
- グローバルルールはないようなもの。サプライチェーンの中でライセンスを受けられる人については昨年経産省のフェアバリューに関する研究会で結論を出して頂いた。交渉過程のルールは産業の実態と国益が考慮されるべき。
- FRAND料率を国が示すのが難しいことは承知だが、事情によって条件は変わるため、一つの既存の条件を強いられるのはおかしく何等かの方向性を触れられると良い。サプライヤーの巻き込みが共同ボイコットにならないことを示せると良い。
- 水平関係にある複数の企業が共同でライセンス交渉することが競争法上可能なのかについても検討してほしい。また、交渉の在り方を検討する際には、標準必須特許の真のステークホルダーは国民であるという視点を持つことも有用である。

- 日本の動向は欧州も注視しており、日本がルールを打ち出せば欧州に参照される可能性がある。一方で、欧州の裁判例は様々な事情、地政学的な問題や背景を孕んだものが多いため、日本のルールに取り込む際には、慎重に考えた方が良い。
- 全部のSEPについてクレームチャートを出す流れになると、実態とは離れてしまう。ルールの検討に際しては、件数が多いというSEPの特殊事情を考慮すべき。また、非SEPの交渉でもクレームチャートを出さないことはある。
- サプライチェーン上流の半導体企業等（権利者でも実施者でもある）を飛ばして最下流にだけライセンスされるとクロスライセンスでライセンス料を減らせず、結果的に消費者に本来不要な負担を強いる恐れあり。消費者利益に反する。

<座長より次回以降の見通しの説明>

- ライセンス交渉過程の在り方については、再度整理した結果を今後示す予定。その他の論点については、産業界の意見を踏まえ、論点を整理して、次回会合で示す予定。

お問合せ先

経済産業政策局 競争環境整備室／知的財産政策室
電話：03-3501-1511